

1) まちづくりに関する方針

計画名称	里地区まちづくり計画
目標・テーマ	<p>～水と緑の豊かな環境の中で、仲良く・気持ちよく暮らせる里づくり～</p> <p>里地区は、平安時代に開かれた歴史ある地区で、加古川や平荘湖、森林などの水と緑にも恵まれています。地区内の3つの集落部では落ち着いた住環境がありつつ、県道沿いの店舗や加古川左岸の市街地にも近接することから、便利な生活環境でもあります。こうした中で、暖かみのある住民同士のつながりが形成されてきました。</p> <p>将来に渡って、自然や田園環境と調和した便利なまちをつくとともに、仲良く気持ちよく暮らせる里のまちづくりを進めていきます。</p>
上限人口	<p>867人（昭和46年以降でピークとなる昭和53・54年の人口）</p> <p>（参考）867人（S53年）－692人（令和元年）＝175人 令和元年の人口（692人）を維持することを目指します。</p>

項目	まちづくり方針	
1.集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	<ul style="list-style-type: none"> ・10m（3階）以下とする。 ※想定浸水深（加古川市地域防災計画参照）以上となる居室を設けること。または、一時的に屋根面等へ避難ができるようにしておくこと。2階または3階建てにしても対応できない場合は、高床化、地盤面のかさ上げ等を行う。
	汚水対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道へ接続する。（下水道区域） ・生活環境や農業環境への影響を防止し、周辺との調和を図る。
2.集落景観の保全・形成	地区景観計画（基準）の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の形態・意匠は、周辺の風景や集落の景観と調和するものとする。 ・屋根は、勾配屋根を推奨する。 ・屋根や外壁には派手な色彩を使わず、田園風景に調和した落ち着いた色調のものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（色彩の基準：マンセル表色系）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相Y・R・R系は彩度6以下、Y系は彩度4以下、その他は彩度2以下、色相Nは認める。 ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合及びそれに類似の材料等は、この限りではない。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地に太陽光発電施設を設置する場合は、周辺環境や近隣住民の生活環境に配慮した計画とする。 ・平荘湖ダムからの眺望の保全のため、ここからの見え方に配慮する。

3.公共施設の整備を図る取組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・県道等における歩行者の安全確保を図る。 ・町内の生活道路については、空き地化や建て替え等の機会を捉えて順次改良（隅切り設置、離合帯設置、グレーチング設置等）を図る。 ・市道（2項道路）は、有効幅員4mを確保するため、「狭あい道路の整備に関する協定書」に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の青線） ・子どもが安心して外遊びができる広場整備（遊具の改善、見守り確保など）に取り組む。 ・河川・水路・ため池の維持管理を図る。
4.その他の施設の整備を図る取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・里公会堂を交流の場として活用する。 ・集落に近い県道沿道においては、生活利便施設等の維持や立地を誘導する。 ・田園らしい風景の保全に取り組む（放棄田対策、太陽光発電施設対策等） 	
5.安全安心対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な通過交通（県道を迂回する車両等）の制限など交通安全対策を図る。 ・水路のフタ掛けや転落防止柵の設置など事故防止に取り組む。 ・空き地や空き家の適正な管理に努める。 ・浸水被害への備え（里山への避難訓練など）を検討する。また、徒歩で避難できるルート、避難場所を確保する。 ・台風・大雨時に、不安な人が事前に避難ができるよう、地元の人たちで助け合える体制を整えておく。 ・鳥獣害対策を検討する。 	
6.歴史を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・観音堂、神社、古墳、文化財などまちに残る歴史的資源について周知し、保存・活用に取り組む。 ・祭りや伝統行事などを次世代に継承する。 	
7.自然を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・里山づくりの取組を継続し、ふれあいの場や機会を創出する（里山広場、ふれあいハイキング、バーベキュー、わんぱく広場など）。 ・里山、ため池、田園風景などが一体となった自然を楽しみ心身の健康にもよい場や機会を創出する。 ・加古川河川敷の自然環境・景観を保全する。 	
8.地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁者の範囲は、小学校区域とする。 	

2) 土地利用構想

ゾーン区分		整備イメージ
保 全 ゾ ーン	森林保全ゾーン	森林・里山などの大切な自然として保全するゾーン
	森林活用ゾーン	里山の環境を守りつつ活用を図るゾーン
	農業保全ゾーン	農振農用地区域などの今後とも農地を保全していくゾーン
開発許容 ゾ ーン	農住共存ゾーン	集落と農地が調和・共存する環境を維持するゾーン
	集落活性化ゾーン	集落環境の維持を図り新たな住宅立地を促進するゾーン
	住工共存ゾーン	既存事業所の継続と集落環境との調和を図るゾーン
	沿道活性化ゾーン	県道沿道で生活利便施設等の維持や立地を誘導するゾーン